

接種予約の流れ

各方法の予約の流れは次のとおりです。

電話	窓口	インターネット
コールセンターへ電話 ☎ 0570・015・670	受付窓口へ	予約サイトにアクセス
↓	↓	↓
接種券番号などを伝える	接種券番号などを伝える	接種券番号などを入力
↓	↓	↓
希望日を指定	希望日を指定	会場と日程を選択
↓	↓	↓
2回分の日程を予約	2回分の日程を予約	2回分の日程を予約
↓	↓	↓
予約した日程をメモしておく	確認票を受け取る	確認メールが届く

接種会場

(1) 個別接種

早期に接種ができるよう、医療機関のご協力により、各病院での個別接種を開始しました。**直接病院での予約はできません。**予約は、インターネット、コールセンター、または窓口でお願いします。

実施病院	接種時間
三島共立病院 (6月8日開始)	月曜～土曜：午後2時～4時30分 日曜：午前8時45分～11時45分、午後1時～4時30分
三島中央病院 (6月14日開始)	月曜～金曜：午後5時～7時、土曜：午後1時～3時
三島東海病院 (6月21日開始)	月曜～金曜：午前9時～11時
芹沢病院 (6月21日開始)	月曜～金曜：午後3時～4時30分
三島総合病院 (7月1日開始)	月曜～金曜：午後2時30分～4時30分

(2) 集団接種 広報みしま6月1日号に掲載していますので、ご確認いただき予約をお願いします。

※曜日・時間などは変更する可能性があります。

65歳以上の接種を7月末までに完了見込み

現在実施している集団接種に、医療機関での個別接種を追加してワクチン接種枠を増やすことにより、7月末までに希望する高齢者のすべての接種を完了できる見込みとなりました。

余剰ワクチンの取り扱いについて

市では集団接種の余剰ワクチンについて、廃棄することのないよう次の優先順位で接種を行っています。

- ①高齢者施設等従事者、②介護保険事業所職員、③集団接種会場の従事者、④社会福祉施設関係従事者、⑤教育関係施設従事者

今後のワクチン接種の案内については、次のように予定しています。

64歳以下の人について、6月下旬から年齢の高い順に接種券を発送予定です。なお、詳細は、ワクチンの入荷スケジュールや国の接種方針等が決まり次第、順次お知らせしてまいります。

情報

5万円を支給します 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

■支給対象者 ①～③のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の人
- ②18歳（障がい児については20歳未満）までの児童を監護している人で、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の人
- ③18歳（障がい児については20歳未満）までの児童を監護している人で、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の状況となった人

注 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を受給している人は対象外

■支給額

対象児童1人につき5万円を支給

■申請の要否

支給対象者①

▶市から児童手当・特別児童扶養手当の支給を受ける人（申請不要）：児童手当・特別児童扶養手当の振込口座に振り込みます。

▶公務員（要申請）：下記の方法で申請してください。

支給対象者②、③（要申請）

下記の方法で申請してください。

■申請方法

7月1日～令和4年2月28日の間に、申請書を直接または郵送で子育て支援課（☎411・8666 北田町4・47）

※郵送の場合は当日消印有効

※申請書、添付書類などについては市ホームページをご確認ください。

子育て支援課 ☎983・2712



▲市ホームページ

情報

介護サービス利用時の利用者負担割合が変更になります 8月から利用する介護保険負担割合証（びわ色）を発送します

8月からの介護サービス（一部総合事業を含む）利用時の利用者負担割合を示した「介護保険負担割合証（びわ色）」を、7月上旬ごろに発送します。

■送付対象者

- ・要介護（要支援）認定を受けている人
- ・三島市総合事業の事業対象者

■利用者負担割合

前年の所得に応じて1割から3割となります。負担割合の判定方法は右表のとおりです。

※第2号被保険者（65歳未満）、または生活保護を受給している人などは、一律1割負担

被保険者本人の住民税課税状況	被保険者本人の合計所得金額（※）	同世帯内の第1号被保険者（65歳以上）の年金収入＋その他の合計所得金額（※）	利用者負担割合
非課税者	—	—	1割
課税者	160万円未満	—	1割
	160万円以上	2人以上:346万円未満 本人のみ:280万円未満	1割
		2人以上:346万円以上 本人のみ:280万円以上	2割
220万円以上	2人以上:463万円以上 本人のみ:340万円以上	3割	

※合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後であり、かつ基礎控除や扶養控除、医療費控除などの控除をする前の所得金額です。

介護保険課 ☎983・2607